



【 資 料 編 】

財務省 北陸財務局
富山財務事務所
福井財務事務所

～令和8年1月～

資料編目次

第1章 財政融資資金の概要

例示 1. 財政融資資金事務オンラインシステム利用承認申請書	1
--------------------------------	---

第2章 借入前の手続等

例示 2. 財政融資資金指定店指定申請書	3
例示 3. 貸付先コードの新設・廃止について	5
例示 4. 財政融資資金地方長期資金等借入金利設定（変更）申込書	7
例示 5. 事業計画変更承認申請書	9
例示 6. 財政融資資金地方長期資金等貸付期日延長承認申請書	11
例示 7. 財政融資資金地方長期資金等貸付予定額不用額報告書	15
例示 8. 財政融資資金借用証書の提出方法変更依頼書	17
例示 9. 振込口座異動通知書	19
例示 10. 名称等変更通知書	21
例示 11. 地方公共団体変更通知書	23

第3章 借入申込みの手続等

例示 12. 借入れに際し提出する書類の一覧	25
例示 13. 財政融資資金借入申込書作成にあたっての確認シート	26
例示 14. 財政融資資金地方長期資金等借入申込書	
①固定金利方式の場合	27
②利率見直し方式の場合	29
例示 15. 事業実施状況等調書	
①長期資金等（部分払）	31
②長期資金等（部分払除く）	32
③臨時財政対策債	33
例示 16. 起債対象外事業費等に関する確認調書	41
例示 17. 事業完成遅延理由書兼事業完成報告書	43
例示 18. 財政融資資金貸付通知書	
地方長期資金等の場合	45
例示 19. 財政融資資金地方長期資金等借用証書	47

第4章 借入後の手続等

例示20. 各種手続等一覧表	49
例示21. 財政融資資金の元金の償還及び利子等の支払いに関する特定納付 利用届出（届出取消）書	51
例示22. 災害等に係る違約金免除承認申請書	53
例示23. 取得財産等に関する資料	55
例示24. 補助金等適正化法第22条の規定等に基づく各省各庁の長の承認を 受けた施設等における財政融資資金地方資金に係る取得財産等の 処分行為報告書	57
例示25. 財政融資資金に係る取得財産等の処分行為承認申請書	59
例示26. 国庫支出金等交付決定申出書	61
例示27. 財政融資資金に係る過充当報告書	63
例示28. 財政融資資金普通地方長期資金等借用証書補償金条項追加承認 申請書	65
例示29. 財政融資資金借入金繰上償還承認申請書	67
例示30. 財政融資資金指定店変更承認申請書	69
例示31. 財政融資資金債務承継承認申請書	71
例示32. 財政融資資金債務承継通知書	73

例示 1

第
年
月
号
日

財務大臣 殿

(貸付先コード) 4 ○ ○ ○ ○ … ①

(地方公共団体名) ○ ○ 市 (下水道) … ②

(代表者の職 氏名) ○ ○ 市長 ○ ○ ○ ○

財政融資資金事務オンラインシステム利用承認申請書

標記のことについて、下記のとおり申請します。

記

1 代表者 (氏名) ○ ○ ○ ○ … ③

2 代表者の職 ○ ○ 市長 … ④

3 代表電話番号 × × × ○ ○ ○ × × × × … ⑤

4 担当者① (役職) 財政課 ○ ○ 係主事 … ⑥

(氏名) △ △ △ △ … ⑦

(電話番号) × × × ○ ○ ○ × × × × … ⑧

(FAX番号) × × × ○ ○ ○ △ △ △ △ … ⑨

(メールアドレス) v v v . x x x @ d d d . l g … ⑩
. j p

備考

- 1 用紙の大きさは、各片とも日本産業規格A列4とする。
- 2 本申請書の提出にあたり、LGWANまたはインターネット回線に接続できる環境にあること。
- 3 オンラインシステムを利用して借入申込等で借用証書を提出する際は、地方公共団体における組織認証基盤(LGPKI)の認証局、政府認証基盤(GPKI)と相互認証された認証機関(電子認証登記所(商業登記認証局)等)または指定の民間認証局発行の証明書が必要である。
- 4 担当者の登録は1団体につき合計で3人まで可能なことから、2人以上登録される場合は第2片の担当者②・③に記入すること。

① 貸付先コードを全角数字（5桁または6桁）で記入する。

② 地方公共団体名称を全角50文字以内で記入する。

③～⑩については、利用承認後、オンラインシステムのメインメニュー「申請機関情報変更」から随時変更することができる。
変更があった場合は、速やかに申請機関情報の変更を行うこと。

③ 代表者氏名を全角45文字以内で記入する。文字間のスペースは有効である。
(借入申込書等の申請書類、借用証書の「代表者氏名」に印字(表示)される)

④ 代表者の職を全角30文字以内で記入する。
(借入申込書等の申請書類、借用証書の「代表者の職」に印字(表示)される)

⑤ 代表電話番号を半角数字で市外局番から記入する。
ー、()等は記入せず、数字のみを記入する。（例 0312345678）

⑥ 担当者の職を全角30文字以内で記入する。

⑦ 担当者氏名を全角45文字以内で記入する。

⑧ 担当者電話番号を半角数字で記入する。（例 0312345678）

⑨ 担当者FAX番号を半角数字で記入する。（例 0312345678）

⑩ 担当者の電子メールアドレスを半角50文字以内で記入する。

登録が可能な担当者数は1団体につき3人まで。2人以上登録する場合は
担当者②・③として「役職」～「メールアドレス」を記入する。

例示 2

○ ○ 第 号 … ①

年 月 日 … ①

財務大臣 殿

(地方公共団体名) ○○県○○市

(代表者の職氏名) ○○市長

財政融資資金指定店指定申請書

財政融資資金の授受に係る指定店を日本銀行○○支店としたいので、
指定願いたく申請します。

1. この申請書は、新たに財政融資資金の貸付けを受けようとする地方公共団体が提出する。
2. 貸付けを受けようとする地方公共団体が事務組合であるときは、規約（写）を1部添付する。また、当該事務組合が新設の場合は、告示（県公報）の写を1部添付する。

- ① 文書記号番号及び文書日付を記入する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

例示 3

○ ○ 第 号
年 月 日

北陸財務局長 殿

(地方公共団体名) ○○県○○市
(代表者の職氏名) ○○市長

貸付先コードの新設・廃止について

標記のことについて、下記のとおり新設・廃止願います。

記

会計名	貸付先コードの名称	貸付先コード	新設・廃止の別

(理由)

新たに農業集落排水特別会計を設置したため(○○.4.1施行)

新たに会計コードを設置する場合又は会計コードを廃止する場合に使用する。

[記載要領]

1. 標記及び文書中、「新設・廃止」については、不必要的字句を抹消する。
(理由) 欄は適宜簡記する。
2. 新設の場合、「貸付先コード」欄は空欄とする。
3. 新設の場合、財政融資資金事務オンライン利用承認申請書、振込口座異動通知書等を別途提出する。
4. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 列 4 とする。

例示 4

○○○ 第 号
年 月 日 - ①

財務大臣 殿

(地方公共団体名) ○○県○○市
(代表者の職氏名) ○○市長

財政融資資金地方長期資金等借入金利設定（変更）申込書

- ②

財政融資資金の借入れに際しては、下記条件により借り入れることを申し込みます。

記

借入金の金利方式の選択	付表より事業名毎に金利方式を選択
適用開始年度	「○」年度以降に貸付予定額の決定を受けた資金の借入れから適用

- ③

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 本申込書は、地方公共団体毎に提出するものとする。
- 3 金利設定を新規に申し込んだ翌年度以降は、金利方式に変更が生じない限り提出を要しない。
- 4 本申込書の提出に際しては、表題を新規申込み又は変更申込みに応じ、修正すること。

- ① 金利を設定している場合で、変更する資金年度の前年度の3月31日までに提出すること。
- ② 新しく一部事務組合が発足した場合等で、新たに金利設定を申込む場合は、『(変更)』を2重線で抹消する。金利方式の変更の場合は、『設定()』を2重線で抹消する。
- ③ 新たに希望する金利方式の適用開始を希望する資金年度を記入する。

付表

事業毎の金利選択一覧

事業名	借入金の金利方式の選択				
	固定金利方式	利率見直し方式			
		5年毎	10年毎	15年毎	20年後
I 一般会計債					
1 公共事業等					
2 防災・減災・国土強靭化緊急対策事業					
3 公営住宅建設事業					
4 災害復旧事業					
5 学校教育施設等					
6 社会福祉施設					
7 一般廃棄物処理					
8 一般補助施設等					
(うち、特別転貸債 (下段に転貸先を記入し選択))					
9 防災対策					
10 公共施設等適正管理					
11 緊急自然災害防止対策事業					
12 辺地対策					
13 過疎対策					
II 公営企業債					
1 水道事業（上水道事業）					
2 水道事業（簡易水道事業）					
3 交通事業（都市高速鉄道事業）					
4 交通事業（一般交通事業）					
5 港湾整備事業					
6 病院事業					
7 下水道事業					
III 臨時財政対策債					
IV 再生振替特例債					

備考

- 1 金利方式の選択に当たっては、借り入れを予定していない場合であっても、全事業について選択すること。
ただし、都道府県における辺地対策事業のように、明らかに実施しない事業については、金利選択欄に「該当なし」と記入すること。
- 2 「借入金の金利方式の選択」欄中、「固定金利方式」及び「利率見直し方式」は、次の金利方式をいう。
 - ① 固定金利方式 貸付けの約定期間中、貸付金利が一定である貸付け（別紙第17号書式（甲）が用いられる貸付け）に係る金利方式
 - ② 利率見直し方式 貸付けの約定期間中、貸付金利を見直すことが予定されている貸付け（別紙第17号書式（乙）が用いられる貸付け）に係る金利方式
- 3 「借入金の金利方式の選択」欄は、地方公共団体が希望する金利方式に○印を記入すること。
- 4 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債の金利方式は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる事業の金利方式とする。

例示 5

○ ○ 第 号 … ①
年 月 日 … ①

財務大臣 殿

(地方公共団体名) ○○県○○町

(代表者の職氏名) ○○町長

事業計画変更承認申請書

下記のとおり、事業計画の変更をいたしたいので承認願いたく申請します。

記

1	事業名	辺地対策事業	… ②
2	貸付予定額	66,000千円	… ②
3	計画事業費	変更前 101,042千円 変更後 100,686千円 増減 △ 356千円	
4	変更の理由	… ③	

町道A線の拡幅改良工事（事業費13,460千円）について、用地問題の難航等から年度内実施が困難となったこと。B橋改良工事について工法等の変更から事業費が3,300千円減額となったので、あらたにC集会所建設工事（事業費総額16,404千円）を追加実施しようとするものである。

(添付書類)

起債計画書(付表を含む) 1式 … ④

① 文書記号番号及び文書年月日を記入する。

② 「事業名」欄、「貸付予定額」欄は、「財政融資資金貸付予定額（変更）通知書」（以下「貸付予定額通知書」という。）に記載されている事業名及び貸付予定額を記入する。

③ 変更の理由は、できるだけ具体的かつ詳細に記入する。
なお、本欄に書ききれない場合は「別紙のとおり」として別紙に記入のうえ添付しても差し支えない。

④ 変更前の計画額を下段に、変更後を上段に〔 〕書きで記入する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

例示 6

(財政融資金地方長期資金等貸付期日延長承認申請書) 別紙

(地方公共団体名)

※(例)当該年度内に部分払を受け
残額を繰越する事業

※(例)全額繰越する事業

(単位:千円)

事業名 (各種災害関連事業)	公共事業等 (各種災害関連事業)	辺地対策事業	一般廃棄物処理事業	
借入予定額	5,900 千円	47,300 千円	900 千円	…①
貸付期限	R○.○.○ (R○.○.○)	R○.○.○	R○.○.○	…②
工事契約年月日	R○.○.○	R○.○.○	R○.○.○	
着工(見込)年月日	R○.○.○	R○.○.○	R○.○.○	…③
完成(見込)年月日	R○.○.○	R○.○.○	R○.○.○	
予算措置状況 (繰越承認手続)	5,900 千円 (済)	47,300 千円 (済)	900 千円 (済)	
貸付期日延長の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用地の関係 用地境界決定及び地権者との交渉が難航し不測の日数を要したため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象の関係 平年の降雪量の2.5倍の記録的な豪雪により、工事の進捗が大幅に遅れ不測の日数を要したため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補償処理の困難 用地補償において地元住人と価格等の交渉が難航したため。 	…④

別途、財政融資資金事務オンラインシステムより、財政融資資金地方長期資金等貸付期日延長承認申請書を必ず提出してください。
(本様式は、申請書添付書類です。)

- ① 「事業名」欄、「借入予定額」欄には、貸付予定額通知書に記載されている事業名及び貸付予定額を記入する。
※・既借入分がある場合は、借入済額を控除した額（借入申込書と同時に提出する場合は、当該借入額も既借入額に含む）を記入する。
・不用額報告書提出後は、当該不用額控除後の額を記入する。
- ② 「貸付期限」欄には、貸付期日延長後の借入希望日（第3章の第2の1の統一貸付日）を記入する。ただし、再延長申請の場合は、再延長前の貸付期日を（　）に記入する。
- <注意！！>
1. 延长期日については、漫然と3月末までの申請を行う事例がみられることがある、契約工期及び負担金事業の場合は負担金請求日（県事業であれば各県に必ず確認する）等を基準とした適切な延长期日を申請すること。
 2. 承認された貸付期日より前に事業が完成した場合は、承認された貸付期日にとらわれず速やかに借入手続きをを行うこと。
- ③ 「着工（見込）年月日」欄には、延長部分の着手でなく、当該年度の最も早い事業の着手年月日を記入する。
- ④ 「貸付期日延長の理由」欄には、延長承認の適否判定のための重要な要素なので具体的に記入する（箇条書も可）。
事由は「計画に関する諸条件」、「設計に関する諸条件」、「気象の条件」、「用地の関係」、「補償処理の困難」、及び「資材の入手難」のうちから該当するものをまず掲記した上で、具体的な理由を記入する。（次ページ「繰越事由例一覧」参照。）
なお、書ききれない場合は「別紙のとおり」として別紙に記入の上添付しても差し支えない。
また、再延長の場合は、再延長となった理由を上記と同様、具体的に記入する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

縦越事由例一覧

事由	事例
計画に関する諸条件	<p>1. 基本計画の策定（面積、建物の配置・規模、収容人員）</p> <p>2. 工事用資材等運搬路の選定</p> <p>3. 工事着工箇所の選定</p> <p>4. 振動、騒音、粉塵、煤煙、悪臭、汚水処理、水質汚濁、電波障害、日照権 その他の公害問題に対する地元住民の苦情があり、その説得・調整</p> <p>5. 地元住民の反対（設置反対、立入禁止等）・要望（建築場所、建物等の配 置・規模、収用人員、法線の変更、環境整備等）があり、その説得・調整</p> <p>6. 利害関係人との意見調整、当事者間の意見調整</p> <p>7. 状況変化に伴う施行能率の低下（土質、埋蔵物、湧水、地盤等）</p> <p>8. 他事業との調整（災害、上下水道、N T T、J R、その他）</p> <p style="text-align: center;">(注) 余り広義に解釈しないこと。</p>
設計に関する諸条件	<p>1. 状況変化に伴う工法検討及び設計変更（基礎工法、土質、埋蔵物、 地すべり発生、その他）</p>
気象の関係	<p>1. 積雪、その他の異常気象</p> <p style="text-align: center;">(注) 平年と比較し、気象の異常性を証する資料が必要である。</p>
用地の関係	<p>1. 取得交渉の難航（価格、相続、境界、収用、所有権、代替地の要求、 本人の病気等）</p> <p>2. 借地交渉の難航（資材置場、仮道、ブロックヤード、その他）</p> <p>3. 地図訂正等のための隣接地主の同意</p> <p>4. 当初計画（位置、法線等）に対し、用地買収に応じない</p>
補償処理の困難	<p>1. 補償交渉の難航（価格、相続、所有権、残地、本人の病気等）</p> <p>2. 移転先の要求（詮索、買収、造成、移転工法）</p> <p>3. 公害補償の要求（汚水、排水、汚濁、その他）</p> <p>4. 地元住民、その他利害関係人の補償要求</p>
資材の入手難	<p>1. 物価高騰、資材不足</p> <p>2. 現場への運搬不能（崩壊、地すべり、橋梁流失等）</p> <p>3. 特注品の納期遅延</p> <p>4. 労務者の手配調整</p>

(頁調整のため、余白)

例示 7

(財政融資資金地方長期資金等貸付予定額不用額報告書) 別紙

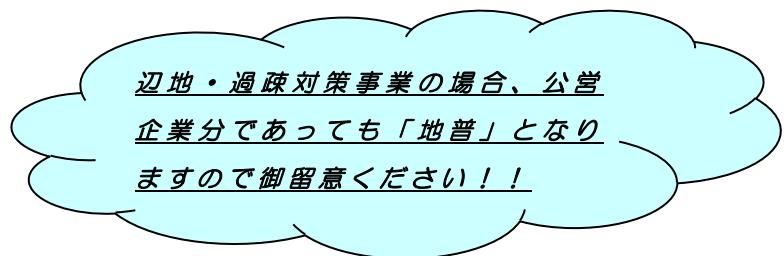
(地方公共団体名)

(単位 : 千円)

事業名	資金年度 及び資金名 -①	既決定貸付 予定額 -②	不 用 額	不用額を生じた 理 由 -③
辺地対策事業	○○年度資金	10,000	100	入札執行による 事業費減少
	地 普			

本報告書は、財政融資資金について不用が発生した場合提出する。

別途、財政融資資金事務オンラインシステムより、財政融資資金地方長期資金等貸付予定額不用額報告書を必ず提出してください。
(本様式は、申請書添付書類です。)



- ① 「資金年度」は起債の同意等を受けた年度を記入する。
「資金名」欄は下記のとおり記入する。
 - ・一般事業資金の場合（地方公共団体普通事業資金）『地普』
 - ・公営企業等資金の場合（地方公営企業資金）『公企』
 - ・小災害債資金の公共土木施設等災害分の場合 『小災（公共）』
 - ・小災害債資金の農地等災害分の場合 『小災（農林）』
 - ・首都圏等整備事業資金の場合 『首都圏』
 - ・歳入欠かん等債資金の場合 『歳入欠かん』
- ② 財務局・財務事務所より発行している「財政融資資金貸付予定額（変更）通知書」記載の額を記入する。
※不用額報告が2回目以降の場合は、前回不用額を減額した金額を記入する。
※部分払を受けている場合は、部分払による借入済額も減額して記入する。
- ③ 「不用額を生じた理由」欄は、その理由を具体的に記入する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

例示 8

[] 号

… ①

[] 年 [] 月 [] 日

○○財務局 融資課 御中
(□□財務事務所 財務課 御中)

(地方公共団体の名称)

担当課 :

… ②

連絡先 :

財政融資資金借用証書の提出方法変更依頼書

[] 年 [] 月 [] 日 以降に申請する借入申込の借用証書の提出方法の変更を依頼します。 … ③

貸付先名称	貸付先コード	変更前	変更後
		書面 電子	書面 電子
		書面 電子	書面 電子
		書面 電子	書面 電子

… ④

※複数の貸付先コードを変更する場合には、行を追加して全てのコードを記載してください。

① 文書記号番号及び文書日付を記入する。

② 担当課及び連絡先を記載の上、財務局（所）に提出する。

③ 借用証書の提出方法を変更する日付を記入する。
財務局等でシステムでの作業を要することから、速やかに本書を提出する。

④ 貸付先コードごと（各事業会計ごと）に借用証書の提出方法を記入する。

例示 9

財務大臣 殿

第 年 月 日 号

(貸付先コード) 4 ○ ○ ○ ○ … ①
 (地方公共団体名) ○ ○ 市 (○ ○) … ②
 (代表者の職 氏名) ○ ○ 市長 ○ ○ ○ ○

振込口座異動通知書

財政融資資金の振込口座を下記のとおり登録します。

記

1 異動年月日 年 月 日 … ③

2 振込口座

(1) 異動後 振込口座

①金融機関名	○ ○ 銀行	… ④	
②金融機関コード	1 2 3 4	… ⑤	
③店舗名(コード)	本店	(1 2 3)	… ⑥
④口座番号	1 2 3 4 5 6 7	… ⑦	
⑤預貯金種別	1 (普通預金)	… ⑧	
⑥口座名義(漢字)	○ ○ 市会計管理者	… ⑨	
⑦口座名義(カナ)	マルマルシカイケイカンリシャ	… ⑩	

(2) 異動前 振込口座

①金融機関名	○ ○ 銀行	… ④	
②金融機関コード	1 2 3 4	… ⑤	
③店舗名(コード)	本店	(1 2 3)	… ⑥
④口座番号	7 6 5 4 3 2 1	… ⑦	
⑤預貯金種別	1 (普通預金)	… ⑧	
⑥口座名義(漢字)	○ ○ 市会計管理者	○ 田 ○ 郎	… ⑨
⑦口座名義(カナ)	マルマルシカイケイカンリシャ	マルタ	… ⑩

3 口座異動の理由

人事異動により、会計管理者が交代したため。 … ⑪

4 口座を確認できる書類等

預貯金通帳の写し … ⑫

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 2 「4 口座を確認できる書類等」は、金融機関の残高証明書又はこれに代わる証明書、預貯金通帳等の写し、地方公共団体の会計管理者が証明する書類のいずれかを提出すること。

口座名義が変更となった会計ごとに提出する。

① 貸付先コードを全角数字（5桁または6桁）で記入する。

② 地方公共団体名称を全角50文字以内で記入する。

③ 振込口座が異動した年月日を全角で記入する。

④ 金融機関名称を全角30文字以内で入力する。

⑤ 金融機関コードを半角数字で入力する。

⑥ 店舗名称を全角20文字以内で、店舗コードを半角数字で記入する。

⑦ 口座番号を半角数字で記入する（必ず左詰めで記入する）。

⑧ 預貯金種別を記入する。（1：普通預金 2：当座預金 6：別段預金）

⑨ 口座名義を全角45文字以内で記入する。文字間のスペースは有効である。

⑩ 口座名義のカナを全角80文字以内で記入する。
濁点「؂」または、半濁点「؃」の付くカナ文字の場合は、濁点または半濁点を1マスに記入する。促音・拗音は設定できないことから、大文字のカナを使用する。

⑪ 口座異動の理由を記入する。

⑫ 金融機関の残高証明書又はこれに代わる証明書、預貯金通帳等の写し、地方公共団体の会計管理者が証明する書類のいずれかを提出する。

例示 10

○ ○ 第 号 … ①
年 月 日 … ①

財 務 大 臣 殿

(地方公共団体名) ○○県○○市
(代表者の職氏名) ○○市長

名称等変更通知書

標記のことについて、下記のとおり名称等が変更されることとなりました
ので通知します。

記

1 変更年月日

年 月 日

2 名 称

・新旧の名称

・新 名 称

・新代表者役職

・旧 名 称

・旧代表者役職

・名称変更の理由

… ②

(例) 市制施行のため

3 所在地

・新旧の所在地

新所在地 (〒 -)

旧所在地 (〒 -)

・所在地変更の理由

(例) 市制施行のため

備考

- 1 名称等変更の理由が法令に基づく場合には、法令名及び関係条項を併記すること。
- 2 本省資金については、所在地欄の記載を要しない。
- 3 地方資金については新代表者役職及び旧代表者役職の欄の記載を要しない。

① 文書記号番号及び文書日付を記入する。

② 名称等変更の理由が法令に基づく場合には、法令名及び関係条項を併記する。
なお、事務組合の場合は、変更事実が確認できる事務組合規約を添付する。

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 列 4 とする。

例示 11

○ ○ 第 号

… ①

年 月 日

財務大臣 殿

(地方公共団体名)

… ②

(代表者の職 氏 名)

地 方 公 共 団 体 変 更 通 知 書

標記のことについて、下記のとおり財政融資資金の借入れを予定している地方公共団体が変更することとなりましたので通知します。

記

1 新旧地方公共団体

- ・新（変更後）地方公共団体名
- ・旧（変更前）地方公共団体名

2 変更年月日

3 変更の理由

… ③

4 新地方公共団体が貸付けを受けることとなる金額

貸付の種類	金額	備考
地方長期資金等	○ ○ 千 円	○ ○ 事業

備考

- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 変更の理由が法令に基づく場合には、当該法令名及び関係条項を併記すること。
- 「貸付けの種類」の欄には、地方長期資金等又は地方短期資金の別を記入すること。

① 文書記号番号及び文書日付を記入する。

② 新たに借入団体となる地方公共団体が提出する。

③ 例) 地方自治法第6条による市町村の境界の変更が行われたため。

借入れに際し提出する書類の一覧

継込 順序	提 出 書 類		備 考
	例 示 名 称 等	例示 番号	
1	財政融資資金地方長期資金等借入申込書	14	部分扱含む
2	事業実施状況等調書 (付表を含む)	15	<p>付表として、以下のものを添付する。ただし、①～②については、調書の施工場所、事業概要欄に、③～④については、調書の「その他参考」欄に必要事項を記載することで添付を省略できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施工場所と事業内容が判る図面 (位置図、平面図及び箇所図) ② 単独災害、小災害は箇所図 ③ 償還期限及び据置期間を短縮する場合、その理由 (按分計算による場合には算出根拠) を記載したもの ④ 備品、医療器具等を購入する場合、単価、耐用年数等 が判るもの
3	起債対象外事業費等に関する確認調書	16	<p>・臨時財政対策債及び資本費平準化債については添付を要しない (ただし、部分扱については、長期資金であることから添付を要する)。</p> <p>・借入申込1件ごとに1葉作成する。ただし、1つの借入申込に複数の事業を含み、事業ごとに確認態勢等が異なる場合は、事業ごとに別葉とする。</p>
4	事業完成遅延理由書兼事業完成報告書	17	<p>・貸付期日の最終期限である翌年度末までに完成しないことが明らかになった場合(事故繰越の手続を要する事由が発生した場合)、提出を要する。なお、事業完成後、事業完成報告書により報告をする。</p>

財政融資資金借入申込書作成にあたっての確認シート

年 月 日

事業名			
団体名		電話番号	
担当課		担当者	

※各団体において
チェック用として
ご使用ください。

確 認 事 項		確認欄	備考
1. 共通	(1) 地方自治法に定める <u>起債の同意等</u> を受けていること。 ・申請中の場合、貸付日までに同意等されていることが条件であることに留意する。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	(2) 財政融資資金貸付予定額(変更)通知書により、 <u>借入金額</u> を再確認すること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	(3) 辺地・過疎対策事業、臨時地方道整備事業(特定分)等にあっては、それぞれの法律等に基づく計画に掲上されているか再確認すること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 該当無	
	(4) <u>償還期限及び据置期間</u> は適正か確認すること。 ・基準年数表の細区分や共通欄も確認。 ・付帯設備等耐用年数に留意し、基準年数表を上限として債務管理の観点から適切な年数を設定すること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	(5) <u>元利金の支払方法</u> が正しく記載されているか確認すること。(小災害債の場合は年賦元金均等償還と記入すること。)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
2. 事業実施 状況等調書	(1) 本調書は <u>起債対象事業費</u> について記載すること。 (対象外事業費については混入しない。)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	(2) 事業費内訳、事業完成(見込)日等については、借入申込書作成前に必ず <u>事業主管課</u> と調整すること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	(3) 補助金等控除財源が、貸付予定額決定後変更がないか確認すること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	(4) 複合施設の面積按分、附帯施設の <u>積算根拠</u> を明らかにしておくこと。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 該当無	
	(5) 収入・支出状況欄は、 <u>資金借入月</u> を「月」欄に記載すること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	(6) 借入申込時に <u>事業が完成(竣工検査日等)</u> しているか。完成していないものは、貸付日までに事業が完成するか確認すること。なお、貸付期日の最終期限である翌年度末までに完成しないことが明らかになった場合(事故繰越の手続を要する事由が発生した場合)、「事業完成遅延理由書兼事業完成報告書」を提出すること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	(7) 対象事業費の中に、 <u>決算済事業費</u> が含まれていないか再確認すること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	(8) 貸付対象事業に、 <u>少額備品等対象外事業費</u> が含まれていないか再確認すること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
3. 対象外事業 費等に関する 確認調書	(1) <u>確認態勢等</u> については、実態に基づき正確に記載すること。検証資料の「その他」については、 <u>具体的な資料名</u> をカッコ内に記載すること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	(2) <u>対象外事業費「有」</u> の場合、少額備品(1品あたりの取得原価20万円未満、又は耐用年数が5年未満)等の内訳を記載すること。「その他」については、 <u>具体的な内容</u> をカッコ内に記載すること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 該当無	
4. その他	(1) 実施事業に伴って処分する財産がある場合、 <u>財政融資資金の処分行為等の手続</u> の必要はないか再確認すること。	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	
	(2) 財政融資資金オンラインシステムに <u>登録した振込口座に変更がないかどうか</u> 確認すること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	

例示 14-①

固定金利方式の場合

○ ○ 第
年 月 日 ←
号

財務大臣 殿

(地方公共団体名)
(代表者の職 氏 名)

財政融資資金地方長期資金等借入申込書

下記の条件により財政融資資金（地方長期資金等）の借入申込みをします。

記

- 1 借入金額 金 30,000,000 円也
- 2 借入希望年月日 ○○年○月○日
- 3 用途 ○○○○事業 ←
- 4 利率 借入日現在における、約定期間及び元利金の支払方法などに応じ、国債の利回りを基準として財務大臣が定める利率
- 5 借用証書の記番号 第号 ←
- 6 据置期限 (年 月 日) ←
- 7 偿還期限 (年 月 日) ←
- 8 元利金の支払期日 每年 月 日 及び 月 日 ←
- 9 元利金の支払方法 [半年賦元利均等償還] の方法によるものとし、各支払期日における元利金の額は、財務大臣から別途送付される財政融資資金貸付金償還年次表によるものとする。 ←
- 10 その他この借入金を借り入れた後ににおいて遵守すべき事項 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）に基づき提出する財政融資資金普通地方長期資金等借用証書裏面の特約条項による。 ←
- 11 指定店 日本銀行 ○○支店 ←

- 備考
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
 - この申込書は、利率見直し貸付け以外の場合に使用すること。
 - 用途の欄は、「何小学校改築事業」のように具体的に記入することとし、同欄に記入できない場合には、「別紙のとおり」として別紙に記入のうえ添付しても差し支えない。
 - 元利金の支払方法中「何」の箇所には、財務大臣が定める元利金の支払方法を記入すること。

—— 借入団体の文書記号番号および文書日付とする。

地方公営企業の場合で、管理者を置いている場合は、
「〇〇市△△事業管理者 肩書 (*) 何某 印」、
管理者を置いていない場合は、
「〇〇市△△事業 〇〇市長 何某 印」と記入する。
なお、職務代理者が職務を代理する場合は、
「〇〇県知事職務代理者 肩書 何某 印」のように記入する。
(*) 条例等により定められた管理者の職名（市町村長、部局長等）

—— 貸付予定額通知書に記載されている事業名を正確に記入する。

※一つの貸付予定通知に係る貸付けを複数回に分けて行う場合（部分払の場合）、団体及び財務局（所）において同一用途の借入であることが判別できるよう事業名の後ろに「1, 2 …」等の付番を行うこと。（全角数字。半角数字や「①、②」等の環境依存文字についてはシステム上対応不可のため使用しないこと。）

—— 借用証書の記番号は記入を要しない（財務局（所）にて付番する）。

※電子申請の場合、申請者側にてシステム内で自動採番する仕様となっている。

—— 据置期限及び償還期限は、本編掲載の「別表3. 儚還期限及び据置期間基準年数表」及び「別表4. 儚還期限及び据置期限早見表」により記入する。

—— 本編掲載の「別表2. 地方長期資金等の貸付条件」により記入する。

—— 希望する償還方法（半年賦元利均等償還、半年賦元金均等償還、年賦元利均等償還、年賦元金均等償還）を記入する（年賦元利均等償還、年賦元金均等償還については小災害債のみ）。

—— 指定を受けている支店名または代理店名を記入する。

○ ○ 第
年 月 号
日 ←

財務大臣 殿

(地方公共団体名)
(代表者の職 氏名)

財政融資資金地方長期資金等借入申込書

下記の条件により財政融資資金（地方長期資金等）の借入申込みをします。

記

- 1 借入金額 金 30,000,000 円也
- 2 借入希望年月日 ○○年○○月○○日
- 3 用途 ○○○○事業
- 4 利率 借入日現在における、約定期間及び元利金の支払方法などに応じ、国債の利回りを基準として財務大臣が定める利率（以下「適用利率」という。）
 ただし、○年○月○日から○年○月○日までの利率については、○年○月○日現在における適用利率を、○年○月○日から○年○月○日までの利率については、○年○月○日現在における適用利率をそれぞれ適用するものとする。
- 5 借用証書の記番号 第 号
- 6 据置期限 年 月 日
- 7 偿還期限 年 月 日 ←
- 8 元利金の支払期日 毎年 月 日 及び 月 日 ←
- 9 元利金の支払方法 半年賦元利均等償還の方法によるものとし、各支払期日における元利金の額は、財務大臣から別途送付される財政融資資金貸付金償還年次表によるものとする。
- 10 その他この借入金を借り入れた後において遵守すべき事項 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）に基づき提出する財政融資資金普通地方長期資金等借用証書裏面の特約条項による。
- 11 指定店 日本銀行 店 ←

備考

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- この申込書は、利率見直し貸付けの場合に使用すること。
- 用途の欄は、「何小学校改築事業」のように具体的に記入することとし、同欄に記入できない場合には、「別紙のとおり」として別紙に記入のうえ添付しても差し支えない。
- 利率欄ただし書については、該当する空欄箇所に年月日を記入し、該当しない箇所には一線を記入する等、所要の調整を加えること。
- 元利金の支払方法中「何」の箇所には、財務大臣が定める元利金の支払方法を記入すること。

——— 借入団体の文書記号番号および文書日付とする。

地方公営企業の場合で、管理者を置いている場合は、
「〇〇市△△事業管理者 肩書 (*) 何某 ㊞」、
管理者を置いていない場合は、
「〇〇市△△事業 ○〇市長 何某 ㊞」 と記入する。
なお、職務代理者が職務を代理する場合は、
「〇〇県知事職務代理者 肩書 何某 ㊞」のように記入する。
(*) 条例等により定められた管理者の職名（市町村長、部局長等）

——— 貸付予定額通知書に記載されている事業名を正確に記入する。
※一つの貸付予定通知に係る貸付けを複数回に分けて行う場合（部分払の場合）、団体及び財務局（所）において同一用途の借入であることが判別できるよう事業名の後ろに「1, 2…」等の付番を行うこと。（全角数字。半角数字や「①、②」等の環境依存文字についてはシステム上対応不可のため使用しないこと。）

「利率」は、借入申込日時点では、借入日現在の適用利率が未定のため、記入を要しない（文言のとおり）。
ただし書き以降については、
(10年毎利率見直し方式を選択した場合)
イ 第2期の利率適用期間〔借入日から満10年直前の元利金の定期償還日（半年賦の場合、20回目の元利金の定期償還日）の翌日から、10年間〕を記入する。
ロ 第2期の利率適用期間に適用される利率の基準日〔借入日から満10年直前の元利金の定期償還日（半年賦の場合、20回目の元利金の定期償還日）〕を記入する。
ハ 第3期の利率適用期間〔借入日から満20年直前の元利金の定期償還日（半年賦の場合、40回目の元利金の定期償還日）の翌日から、最終の定期償還日まで〕を記入する。
ただし、借入期間が20年以内の場合は、「—」を記入する。
ニ 第3期の利率適用期間に適用される利率の基準日〔借入日から満20年直前の元利金の定期償還日（半年賦の場合、40回目の元利金の定期償還日）〕を記入する。
ただし、借入期間が20年以内の場合は、「—」を記入する。
5年毎、15年毎、20年後、30年後の利率見直し方式を選択した場合は、上記「10年」を各年度に読み替え、最終の定期償還日に達するまで、第4期以降に相当する文言を追加するなど、所要の調整を行う。

——— 本編掲載の「別表3. 儻還期限及び据置期間基準年数表」及び「別表4. 儻還期限及び据置期限早見表」により記入する。

——— 本編掲載の「別表2. 地方長期資金等の貸付条件」により記入する。

——— 希望する償還方法（半年賦元利均等償還、半年賦元金均等償還、年賦元利均等償還、年賦元金均等償還）を記入する（年賦元利均等償還、年賦元金均等償還については小災害債のみ）。

——— 指定を受けている支店名または代理店名を記入する。

例示 15-①

記載例① 長期資金等(部分払)

事業実施状況等調書

事業名	○○施設建設事業(○○センター)				起債計画書等に基づき、事業内容や必要性及び効果などを記載。	計画期間	令和7年度～令和8年度		
施行場所	○○市○○町○○番地					前年度以前施行済事業	翌年度以降計画事業		
事業概要	農村地域の一般家庭に○○を供給する○○施設は、農村住民の生活環境を維持するための重要な施設となっています。しかしながら、○○地域は、このような施設の空白エリアとなっており、○○地域の住民の生活環境の改善が図る必要があることから、○○計画に基づき、建設事業を実施するものである。 ・○○センター建設事業(鉄筋造)				用地購入 設計委託	計画期間が複数年度にわたる場合は、それぞれの実施内容を記入。 単年度事業の場合は、記入不要。			
事業費内訳	事業開始日～事業完成(見込)日	支出金額(単位：千円)	(補助事業分)	(単独事業分)	決算額	繰越額	前月まで	3～5月	6月以後
本体建築工事費	17.4.1～R9.3.1	<70,000>	50,000		20,000	30,000	5,000	15,000	30,000
電気工事費	17.4.1～R9.3.1		15,000		5,000	10,000		5,000	10,000
事務費	17.4.1～R9.3.1		2,000			2,000			2,000
契約内容がわかるように事業費内訳名を記載。									
計	A	67,000	金額一致		25,000	42,000	5,000	20,000	42,000
財源内訳	収入金額(単位：千円)	(補助事業分)	(単独事業分)	決算額	繰越額	前月まで	3～5月	6月以後	
項目	内容								
控除財源	国庫支出金 ○○交付金	B	32,000		12,000	20,000			
	都道府県支出金	C							
	補助金(交付金)の内容(補助金名)を記入。	D							
	E								
起債	財政融資金	F	24,500	借入申込額と一致		13,000	11,500		
	G								
	その他の同事業内に補助分・単独分が混在し、各々で充当率が異なる場合のみ、内訳を記入。								
一般財源		10,500				10,500			
一時立替金	借入を行う事業の地方債充当率を記入。								
計		67,000	金額一致		25,000	42,000	5,000	20,000	42,000
借入時充当率 $((F+G+H)/(A-B-C-D-E) \times 100)$ (%)	70.0%		起債対象事務費	(補助事業分) <input checked="" type="checkbox"/> 補助基準に定める範囲内の事務費 (単独事業分) <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし(事務費を起債対象とせず)	リストから該当するものを選択。				
基準充当率 (%)	70%								
起債に関する予算の定め	記載不要								
起債同意(許可)	年月日(予定)	同意(許可)額	うち本件借入分	償還年限	うち据置期間	備考	地方長期資金等借入申込み償還期限等 償還期限：20年 うち据置期間：3年		
①	令和7年10月10日	20,000千円	20,000千円	20年	3年 1次分				
②	令和8年3月20日(予定)	4,500千円	4,500千円	20年	3年 2次分				
③		千円	千円	年	年				
④		千円	千円	年	年				
その他参考	<ul style="list-style-type: none"> 全体契約額については、純単独事業を含む(財政融資金の起債対象外)。 機械器具等の償還期限の短いものが含まれているため、加重平均(付表参考)を行った結果、償還期限等が短縮。 								
貸付対象事業に含まれない事業費の内訳や、償還期限及び据置期間を短縮する理由などを記入(付表による添付可)。			総務大臣(又は都道府県知事)から起債同意(許可)を得た際の同意(許可)書の内容に基づき記入。			'議決等年月日'欄の記入のみOK			財政融資金地方長期資金等借入申込書(別紙第16号書式(甲)又は(乙))の「6 据置期限」、「7 債還期限」に記入した年月日に応じた年数を記入。

例示 15-②

記載例② 長期資金等（部分払除く）

事業実施状況等調書

事業名	学校教育施設等整備事業（○○小学校建設事業）						起債計画書等に基づき、事業内容や必要性及び効果などを記載。	計画期間	令和7年度～令和8年度		
施行場所	○○市○○町○○丁目○番○号							前年度以前施行済事業	翌年度以降計画事業		
事業概要	平成〇年度の耐震診断により、校舎の改築が妥当との結果が出たことから、現有校舎全2棟について全面的に建替えを行うものである。 【建物構造】鉄筋コンクリート造3階建（普通教室棟） 鉄筋コンクリート造2階建（特別教室棟）						起債対象外事業費や他事業に係る事業費が含まれる場合、全体契約額を<>内に記載。	設計委託	計画期間が複数年度にわたる場合は、それぞれの実施内容を記入。 単年度事業の場合は、記入不要。		
事業費内訳	事業開始日～事業完成(見込)日	支出金額(単位：千円)	(補助事業分)	(単独事業分)	決算額	繰越額	支出状況	前月まで	月	月以降	
本体建築工事費	R7.4.1～R8.3.1	<400,000>	300,000	200,000	100,000	300,000					
電気工事費	R7.4.1～R8.3.1	14,000		9,500	4,500	14,000					
事務費	R7.4.1～	複数の契約などを含む場合には、最も早い開始日及び最も遅い完成(見込)日を記載。	2,000	500	1,500	2,000					
契約内容がわかるように事業費内訳名を記載。							長期資金等借入時は記入不要。				
計	A	316,000	金額一致	210,000	106,000	316,000	0	0	0	0	
財源内訳	収入金額(単位：千円)	(補助事業分)	(単独事業分)	決算額	繰越額	収入状況	前月まで	月	月以降		
項目	内容										
控除財源	国庫支出金	公立学校施設整備費負担金	B	105,000	105,000	105,000					
	都道府県支出金		C								
	補助金(交付金)の内容(補助金名)を記入。	D									
	E										
起債	財政融資資金	本債	F	168,000	94,500	73,500	168,000				
	その他	同事業内に補助分・単独分が混在し、各々で充当率が異なっている場合のみ、内訳を記入。		43,000	10,500	32,500	43,000	長期資金等借入時は記入不要。			
一般財源				金額一致	借入申込額と一致						
一時立替金				借入を行う事業の地方債充当率を記入。							
	計	316,000	金額一致	210,000	106,000	316,000	0	0	0	0	
	借入時充当率((F+G+H)/(A-B-C-D-E)×100) (%)	79.6%	90.0%	69.3%			リストから該当するものを選択。				
	基準充当率 (%)	90%	75%								
起債に関する予算の定め	記載不要						議決等年月日	令和7年6月20日			
起債同意(許可)	年月日(予定)	同意(許可)額	うち本件借入分	償還年限	うち据置期間	備考	地方長期資金等借入申込み償還期限等				
①	令和7年10月10日	100,000 千円	100,000 千円	25 年	3 年	1次分、補助事業94,500、繰り足し単独事業5,500	償還期限： 25 年				
②	令和8年3月19日 (予定)	68,000 千円	68,000 千円	25 年	3 年	2次分、繰り足し単独事業68,000	うち据置期間： 3 年				
③											
④											
その他参考	・全体契約額については、純単独事業を含む（財政融資資金の起債対象外）。 ・機械器具等の償還期限の短いものが含まれているため、加重平均（付表参考）を行った結果、償還期限等が短縮。						財政融資資金地方長期資金等借入申込書(別紙第16号書式(甲)又は(乙))の「6 据置期限」、「7 債還期限」に記入した年月日に応じた年数を記入。				
貸付対象事業に含まれない事業費の内訳や、償還期限及び据置期間を短縮する理由などを記入(付表による添付可)。	総務大臣(又は都道府県知事)から起債同意(許可)を得た際の同意(許可)書の内容に基づき記入。	「議決等年月日」欄の記入のみでOK									

例示 15-③

記載例③ 臨時財政対策債

事業実施状況等調書

事業名		臨時財政対策債								
実行場所		計画期間								
事業概要		前年度以前施行済事業			翌年度以降計画事業					
事業費内訳		事業開始日～事業完成(見込)日		支出金額(単位：千円)		支出状況				
				(補助事業分)	(単独事業分)	決算額	繰越額	前月まで	月	月以後
計		A		0	0	0	0	0	0	0
財源内訳		収入金額(単位：千円)						収入状況		
項目		内容		(補助事業分)	(単独事業分)	決算額	繰越額	前月まで	月	月以後
控除財源	国庫支出金	B								
	都道府県支出金	C								
		D								
		E								
		F								
起債	財政融資資金	G								
	その他	H								
一般財源										
一時立替金										
計		0		0	0	0	0	0	0	0
借入時充当率 $((F+G+H)/(A-B-C-D-E) \times 100)$ (%)		100%		起債対象		(補助事業分)				
基準充当率 (%)				事務費		(単独事業分)				
起債に関する予算の定め		記載不要						議決等年月日 令和7年6月20日 (■議決済 □議決予定 □専決済 □専決予定)		
起債同意(許可)	年月日(予定)	同意(許可)額	うち本件借入分	償還年限	うち据置期間	備考	地方長期資金等借入申込み償還期限等 償還期限：20年 うち据置期間：3年			
	① 令和7年10月29日	160,000 千円	160,000 千円	20年	3年 1次分					
	②	千円	千円	年	年					
	③	千円	千円	年	年					
	④	千円	千円	年	年					
その他参考		総務大臣(又は都道府県知事)から起債同意(許可)を得た際の同意(許可)書の内容に基づき記入。			「議決等年月日」欄の記入のみOK			財政融資資金地方長期資金等借入申込書(別紙第16号書式(甲)又は(乙))の「6据置期限」、「7償還期限」に記入した年月日に応じた年数を記入。		

〔事業実施状況等調書 記載要領〕

- ① 1件の申込みに複数の事業（起債計画書ベース）を含む場合は、事業ごとに別葉とし、1枚目に総括表を付ける。
- ② 「事業名」欄は、財政融資資金貸付予定額（変更）通知書に記載されている事業名を記入する。ただし、1件の借入申込みに複数の事業を含む場合は、総括表に貸付予定額（変更）通知書の事業名を記入し、別葉として作成した調書には起債計画書の事業名など具体的な事業名を記入する。
- ③ 「計画期間」欄は、事業開始年度及び完了年度を記入する。事業計画が複数年度にわたる場合は、「前年度以前施行済事業」、「翌年度以降計画事業」欄に事業内容を記載する。
- ④ 「事業概要」欄は、起債計画書等に基づき、事業内容（起債計画書における事業概要、行事事項、事業施行に必要な各種手続の状況、その他の参考事項）や必要性などを記載する。起債対象事業が地方単独事業（継ぎ足し単独事業を含む）である場合は、次に掲げる事項について記載し、本件借入の対象となる事業内容を明確にすること。

事業内容	記載事項	事業内容	記載事項
道路、橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地情報(住所、地区名、路線名、橋梁名 等) ・工事種別(新設、改良、拡幅、舗装 等) ・工事延長 	用地	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地情報(住所、地区名 等) ・工事等種別(用地取得、造成、埋立 等) ・対象面積、数量
河川	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地情報(住所、地区名、河川名 等) ・工事種別(改修、護岸工事 等) ・工事延長 	管路、管渠	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地情報(住所、地区名 等) ・工事種別(敷設(新設)、更新、耐震化 等) ・口径、敷設延長 等
建物、施設	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地情報(住所) ・名称(○○小学校、○○公園、○○センター(仮称) 等) ・構造(鉄骨造、木造 等) ・工事種別(建設、増築、改築、改修、耐震化 等) 	災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・施行箇所情報(住所、路線名、河川名 等) ・復旧する施設の区分(道路、河川、農道、水路 等)
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地情報(住所、設置先の施設名称 等) ・種類(冷暖房設備、電気設備 等) ・工事種別(新設、更新 等) 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容を把握、特定できるに足りる事項

なお、上記事項の記入に代えて、これらの事項が盛り込まれた書面又は図面を添付することでも可。但し、図面を添付する場合の取扱いは次のとおりとする。

- ・施工場所と事業内容が判る図面（位置図、平面図及び箇所図）を添付すること。（建物の立面図や個々の設備の詳細図は不要。）
- ・単独災害、小災害は箇所図のみを添付する。
- ・起債ヒアリングの際に提出済であって、借入申込み時点において変更がない場合は提出不要。

- ⑤ 「事業費内訳」欄は、本体建設工事費、管渠敷設工事費、設計委託費、事務費など、具体的な契約内容が分かるよう記載する。ただし、1契約ごとに分けて記載する必要はない。
- ⑥ 「事業開始日～事業完成（見込）日」欄については、以下の例による。費用内に複数の契約などを含む場合は、含まれる契約等のうち、最も早い開始日及び最も遅い完成（見込）日を記載する。なお、部分払の場合は、部分払の分に限らず、事業全体の最も早い事業開始日及び最も遅い事業完成（見込）日を記載する。

契約の類型	事業開始日	事業完成（見込）日
工事請負契約にかかるもの	契約締結日	竣工検査日 (複数年度にわたる事業で年度ごと既済部分の検査を実施する場合は、当該部分検査を実施した日)
用地買収にかかるもの	契約締結日	引渡年月日 (所有移転登記が完了していることが望ましい)
移転補償、物件補償にかかるもの	契約締結日	引渡年月日
物品購入にかかるもの	契約締結日	納入検査日
負担金にかかるもの	(省略)	納入告知書発行年月日
貸付金にかかるもの	(省略)	全ての貸付契約の完了日
社会福祉施設整備事業において公共的団体が整備する施設に対する補助事業にかかるもの	契約締結日	補助金の額の確定通知書の発行年月日

- ⑦ 「支出金額」、「支出状況」、「収入金額」、「収入状況」欄は、貸付対象事業に係る金額のみを記載する。借入申込時点で金額が確定していない場合は、見込額を記載する。「支出金額」、「収入金額」、「支出状況」、「収入状況」の各計は一致させる。
「支出金額」、「収入金額」のうち「（補助事業分）」、「（単独事業分）」欄は、各事業分で充当率が異なる場合（学校教育施設等整備事業における建物など）のみ記載する。
継続事業あるいは他の事業との合併事業で、貸付対象事業に含まれない事業を含んで一括して契約している場合は、全体契約額についても「支出金額」欄に＜＞書きで記載する。
- ⑧ 部分払の場合は、「収支状況」欄の中央列「　　月」に借入月を記載し、「支出状況」及び「収入状況」を記載する。ただし、借入後、数か月以内に見込まれる支払いを含めて資金を借り入れる場合は、「収支状況」欄の中央列「　　月」を「〇～〇月」と記載する。

- ⑨ 「財源内訳」欄の「国庫支出金」、「都道府県支出金」については、「内容」欄に補助金名を記載する。
 本債以外の地方債借入がある場合、財政融資資金については、「起債」「本債」の下の行に、財政融資資金以外については、「起債」「その他」欄に、それぞれ内容及び金額を記載する。
 「一時立替金」欄は、各月の支払額につき、一時立替えを行った金額を記載する。一般財源等による立替払分の戻入額は▲印で記載する。
- ⑩ 「借入時充当率」欄は、記入不要（調書記載の算式 $((F+G+H)/(A-B-C-D-E) \times 100)$ により表示される）。
- ⑪ 「基準充当率」欄は、借入を行う事業の地方債充当率を記入する。「（補助事業分）、（単独事業分）」欄については、各事業分で充当率が異なる場合（学校教育施設等整備事業における建物など）のみ記入する。
- ⑫ 「起債対象事務費」欄は、リスト（次のとおり）から該当するものを選択する。なお、事務費を起債対象としていない場合は、「該当なし（事務費を起債対象とせず）」を選択する。

<p>(補助事業分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■該当なし（事務費を起債対象とせず） ■工事費の5.0%以内の額 ■廃止前の補助基準により定められていた計算方法により算出した範囲内の額 ■補助基準に定める範囲内の事務費 ■実績等に応じ、必要な額 	<p>(単独事業分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■該当なし（事務費を起債対象とせず） ■設計監督費（外部委託）について、実所要額 ■設計監督費（外部委託せず）について、全体事業費の2.75%以内の額 ■設計監督費以外の事務費について、全体事業費の2.75%以内の額 ■設計監督費（外部委託）の実所要額、及びそれ以外の事務費について全体事業費の2.75%以内の額 ■設計監督費（外部委託せず）及びそれ以外の事務費について、それぞれ全体事業費の2.75%以内の額 ■設計監督費と合わせて全体事業費の6.0%以内の額（水道、港湾、下水道） ■適正必要額（交通） ■補助事業と同様の計算方法により算出した範囲内の額（災害復旧） ■実績等に応じ、必要な額
---	--

- ⑬ 「起債に関する予算の定め」欄は、議決等年月日欄のみ記載する。
- ⑭ 「起債同意（許可）」欄は、総務大臣（又は都道府県知事）から起債同意（許可）を得た際の同意（許可）書の内容に基づき記入する。複数回にわたり同意（許可）を得ている場合は、同意（許可）を得た順に記入する。他資金（機構、民間等）を含めて同意（許可）を得ている場合は、それらを含めた合計額を「同意（許可）額」に記入する。「備考」には、1次分、2次分、国の補正予算分等、同意（許可）の区分名を記入し、補助事業分、単独事業分などの内訳がある場合は、その内訳を記入する。（P. 38～40参照）
- ⑮ 「地方長期資金等借入申込み償還期限等」欄は、長期資金等（部分払含む）について、財政融資資金地方長期資金等借入申込書（別紙第16号書式（甲）又は（乙））の「6 据置期限」、「7 儿還期限」に記入した年月日に応じた年数を記入する。
- ⑯ 「その他参考」欄は、次の事項を記載する（別添資料による提出も可）。
 - (1) 儿還期限及び据置期間を短縮する場合、その理由（案分計算による場合には算出根拠）を記載する。
 - (2) 備品、医療器具等を購入する場合、単価、耐用年数等を記載する。

2-(2)-②-(参考2) 「起債同意（許可）」記載例

【事例1】起債同意（許可）額が財政融資資金のみの場合

○起債同意（許可）書

地方債計画区分 事業区分	起債の目的 事業名	起債対象費	左の財源内訳				充当率 (%)	起協議 債額	起の方法 債法	借入条件				資金区分				備考
			国庫支出金	その他の特定財源	地方債	一般財源				借入先	年利率 (%)	償還年限	左のうち 据置期間	財融	政資機	地方公共團体金融機	市公	場募
災害復旧事業	同左 (現年・補助・直轄・公共土木施設等)	47.2	31.5		15.7		100	15.7	証書借入	財政融資	5.0%以内	10年	2年	15.7				

●記載例

起債同意 (許可)	年月日(予定)		同意(許可)額		うち本件借入分		償還年限		うち据置期間		備考					
	①	令和7年〇月〇日	15,700	千円	15,700	千円	10	年	2	年	1次分					
	②			千円		千円		年		年						
	③			千円		千円		年		年						
	④			千円		千円		年		年						

【事例2】起債同意（許可）額に財政融資資金以外の資金が含まれている場合

○起債同意（許可）書

地方債計画区分 事業区分	起債の目的 事業名	起債対象費	左の財源内訳				充当率 (%)	起協議 債額	起の方法 債法	借入条件				資金区分				備考
			国庫支出金	その他の特定財源	地方債	一般財源				借入先	年利率 (%)	償還年限	左のうち 据置期間	財融	政資機	地方公共團体金融機	市公	場募
学校教育施設等整備事業	同左 (交付金・国庫補助金を受け実施する事業等)	141.1	47.5		84.2	9.4	90.0	84.2	証書借入	財政融資	4.5%以内	25年	3年	84.2				
学校教育施設等整備事業	同左 (建物(継ぎ足し単独事業分))	132.7			99.5	33.2	75.0	99.5	証書借入	銀行等	4.5%以内	10年	2年				99.5	
合計			273.8	47.5	0.0	183.7	42.6		183.7					84.2	0.0	0.0	99.5	

●記載例

起債同意 (許可)	年月日(予定)		同意(許可)額		うち本件借入分		償還年限		うち据置期間		備考					
	①	令和7年〇月〇日	183,700	千円	84,200	千円	25	年	3	年	1次分					
	②			千円		千円		年		年						
	③			千円		千円		年		年						
	④			千円		千円		年		年						

起債同意（許可）書の財政融資資金の額を「うち本件借入分」欄に記入する。

【事例3】起債同意（許可）額に補助事業と単独事業の内訳がある場合

○起債同意（許可）書

(単位:百万円)

地方債計画 事業区分	起債の目的 事業費	起債対象費	左の財源内訳				充当率 (%)	起協議 債額	起の方法 債法	借入条件				資金区分				備考
			国庫支出金	その他の 特定財源	地方債	一般財源				借入先	年利率 (%)	償還年限	左のうち 据置期間	財融	政資機	地方公共團体金融機	市公	場券
一般廃棄物処理事業	同左 (補助事業)	234.0	78.1		140.4	15.5	90.0	140.4	証書借入	財政融資	4.5%以内	15年	3年	140.4				
一般廃棄物処理事業	同左 (単独事業)	233.9			175.4	58.5	75.0	175.4	証書借入	財政融資、 銀行等	4.5%以内	15年	3年	113.3			62.1	
合計			467.9	78.1	0.0	315.8	74.0		315.8					253.7	0.0	0.0	62.1	

●記載例 起債同意（許可）書に即して、補助事業分・単独事業分の内訳を備考欄に記入する。

起債同意 (許可)	年月日（予定）		同意（許可）額		うち本件借入分		償還年限		うち据置期間		備考					
	①	令和7年〇月〇日	315,800	千円	253,700	千円	15	年	3	年	1次分、補助140,400、単独113,300	千円	年	年	年	年
	②			千円		千円		年	年	年						
	③			千円		千円		年	年	年						
	④			千円		千円		年	年	年						

【事例4】起債同意（許可）を数次にわたって得ている場合

○起債同意（許可）書

(単位:百万円)

地方債計画 事業区分	起債の目的 事業費	起債対象費	左の財源内訳				充当率 (%)	起協議 債額	起の方法 債法	借入条件				資金区分				備考
			国庫支出金	その他の 特定財源	地方債	一般財源				借入先	年利率 (%)	償還年限	左のうち 据置期間	財融	政資機	地方公共團体金融機	市公	場券
下水道事業	下水道事業 (建設改良)	4,318.8	1,383.5	116.5	2,000.0	818.8	71.0	2,000.0	証書借入	財政融資、 銀行等	4.0%以内	40年	5年	1,700.0			300.0	
下水道事業	下水道事業 (建設改良)	4,518.8	1,383.5	116.5	2,200.0	818.8	72.9	2,200.0	証書借入	財政融資	4.0%以内	40年	5年	200.0			2,000.0百万円は 1次協議済	

●記載例

起債同意 (許可)	年月日（予定）		同意（許可）額		うち本件借入分		償還年限		うち据置期間		備考					
	①	令和7年〇月〇日	2,000,000	千円	1,700,000	千円	40	年	5	年	1次分	千円	年	年	年	年
	②	令和8年△月△日（予定）	200,000	千円	200,000	千円	40	年	5	年	2次分	千円	年	年	年	年
	③			千円		千円		年	年	年						
	④			千円		千円		年	年	年						

【事例5】起債同意（許可）額に複数の借入が含まれている場合

○起債同意（許可）書

地方債計画 事業区分 (事業名)	起債の目的 起債対象費	左の財源内訳				充当率 (%)	起協議 債額	起の方法 債法	借入条件				資金区分				備考
		国庫支出金	その他の特定財源	地方債	一般財源				借入先	年利率 (%)	償還年限	左のうち 据置期間	財政融資	地方公共団体金融機関	市営墓地	市場	銀行等
公共事業等	同左	3,610.4	1,828.0	1.4	1,434.0	347.0	80.5	1,434.0	証書借入	財政融資	4.0%以内 (利率見直し)	25年	3年	1,434.0	【内訳】 ・各種災害関連事業 900.0 ・農業農村整備事業 534.0		

●記載例（各種災害関連事業）

起債同意 (許可)	年月日（予定）		同意（許可）額		うち本件借入分		償還年限		うち据置期間		備考	
	①	令和7年〇月〇日	②	1,434,000 千円	③	千円	④	千円	⑤	千円	⑥	千円

●記載例（農業農村整備事業）

起債同意 (許可)	年月日（予定）		同意（許可）額		うち本件借入分		償還年限		うち据置期間		備考	
	①	令和7年〇月〇日	②	1,434,000 千円	③	千円	④	千円	⑤	千円	⑥	千円

起債対象外事業費等に関する確認調書

団体名	資金年度	年度	事業名	事業
-----	------	----	-----	----

1. 起債対象外事業費に係る確認態勢等について **※担当者AとA'、担当者BとB'は別人格であることを確認の上、記入のこと。**

確認項目		作成者	検証者	検証資料
貸付対象事業費	実施事業費の確定	<input type="checkbox"/> 事業課の担当者 A <input type="checkbox"/> 財政担当課の担当者 B <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 事業課 A' <input type="checkbox"/> 財政担当課 B' <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> その他 ()
	対象事業費の算出	<input type="checkbox"/> 事業課の担当者 A <input type="checkbox"/> 財政担当課の担当者 B <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 事業課 A' <input type="checkbox"/> 財政担当課 B' <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 実施設計書 <input type="checkbox"/> 対象外事業費リスト <input type="checkbox"/> その他 ()
	対象外事業費の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他 ()		
控除財源等	決算済事業費	<input type="checkbox"/> 事業課の担当者 A <input type="checkbox"/> 財政担当課の担当者 B <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 事業課 A' <input type="checkbox"/> 財政担当課 B' <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> その他 ()
	補助金等	<input type="checkbox"/> 事業課の担当者 A <input type="checkbox"/> 財政担当課の担当者 B <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 事業課 A' <input type="checkbox"/> 財政担当課 B' <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 補助事業等実績報告書 <input type="checkbox"/> 都道府県支出金の収納関係書類 <input type="checkbox"/> その他 ()
寄付金・負担金・分担金等	事業課の担当者 A □ 財政担当課の担当者 B □ その他 ()	<input type="checkbox"/> 事業課 A' <input type="checkbox"/> 財政担当課 B' <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 分担金等徴収簿 <input type="checkbox"/> 寄付金採納簿 <input type="checkbox"/> 保険金等の収納関係書類 <input type="checkbox"/> 基金台帳 <input type="checkbox"/> その他 ()

2. 上記1. で「対象外事業費有」にチェックした場合のみ、以下に記入して下さい。

(単位：千円)

		実施事業費	うち補助対象事業費	うち単独事業費
実施事業費計 (B+0)	A	0	0	0
施設分用	実施事業費 B (うち事務費) C	0 (0)	()	()
	起債対象外事業費 D 一般的調査費 E 維持管理費 F 解体撤去費等 G 備品等 H 消火栓等 I その他 () J その他 () K その他 () L	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	【 1] 0	0
	起債対象事業費 (B-D) M (うち事務費) N	0 ()	0	0
	実施事業費 O 起債対象外事業費 P 事業区域外用地 その他 ()	0 0 0 0	【 1] 0	0
	起債対象事業費 (O-P) Q	0	0	0
起債対象事業費計 (M+Q) R		0	0	0
単独事業に係る事務費計算		単独事業事務費 (N) (0)	起債対象事業費 (M-N) (0)	算入率 = [] %

注

- 【 】内には、起債対象外事業費に対応する国・都道府県補助金の額を記入する。
- 「一般的調査費」には基本設計、補助金の交付申請事務委託、地元調整、道路使用協議等も含む。
- 「備品等」とは対象外備品及び消耗品をいう。「対象外備品等」とは、原則として1品あたりの取得原価が20万円未満、又は耐用年数が5年未満であるものをいう。
- 用地分には、造成費、補償費、用地の取得に直接必要とする諸経費等を含む。
- 臨時財政対策債の借入の場合は、添付不要

- ・長期資金等借入申込 1件ごとに1葉作成する（臨時財政対策債及び資本費平準化債については添付を要しない）。
- ・部分払については、長期資金であることから添付を要する。
- ・1つの借入申込に複数の事業を含み、事業ごとに確認態勢等が異なる場合は、事業ごとに別葉とする。

- ・借入申込書の用途名を記載する。事業ごとに別葉とする場合は、事業名を（ ）書きとする。

- ・借入団体内部において、借入申込書作成の際に行った確認の状況を記入する。
- ・担当者AとA'、担当者BとB'は別人格であることを確認の上、記入する。

- ・事業実施状況等調査において、起債対象外事業費を計上している場合、「有」をチェックし、併せて2. の欄を記載する。
- ・私有財産に係る事業費であって、その経費を受益者に負担させることが適当である事業費、一般調査費、維持管理費等の一般財源をもって支弁することが適当と認められる経費等が含まれていないかを確認し、チェックすること。

- ・控除財源等を予定していない事業についても「当該事業にあてる控除財源等はない」ということを作成者、検証者が確認してチェックする。
- ・検証資料がない場合は、「その他」にチェックし、「該当なし」と記入する。
※ 交付金等について、過充当が発生していないか十分注意する。

- ・いわゆる継ぎ足し単独事業を含む。

- ・対象外事業費に対応する国・都道府県補助金の金額を記載する。

- ・1.において、対象外事業費の有無が「有」の場合のみ記載する。

例示 17

令和 年 月 日

北陸財務局長 殿

(地方公共団体名)

(代表者の職氏名)

事業完成遅延理由書 兼 事業完成報告書

1. 事業完成遅延理由書

下記の理由により事業完成が遅延していますが、完成させる意思はありますので、完成見込での貸付けをお願いいたします。

事業名	
借入予定期額	
事業契約年月日	
完成見込年月日	
事業完成遅延の理由	

2. 事業完成報告書

報告日：令和 年 月 日

下記のとおり、事業が完成したので報告いたします。

また、起債額に過充当が発生していないことも併せて報告いたします。

借用証書記番号	
事業完成日	

- 貸付期日の最終期限である翌年度末までに完成しないことが明らかになった場合（事故繰越の手続を要する事由が発生した場合）、財務局（所）に事業完成遅延理由書を提出する。また、事業が完成した後、速やかに事業完成報告書を財務局（所）に提出する。

- 本様式は例示であり、必要事項をメールに記載して財務局（所）あて送付することで足りる。

- 事業名は、貸付予定額通知の事業名または、借入申込書の用途名を記載する。

- 借入予定額は、借入申込書の「借入金額」と同額を記載する。

例示 18

地方長期資金等の場合

財政融資資金貸付通知書（利率見直し方式）	
文 書 日 付 及 び 番 号	〇〇年〇月〇日 〇〇第〇号
貸 付 先	〇〇市（△△）
貸 付 金 額	¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円※
貸 付 年 月 日	〇〇年〇月〇〇日
資 金 年 度 及 び 資 金 名	〇〇年度 地普
用 途	〇〇〇〇事業
利 率	<p>借入日現在における、約定期間及び元利金の支払方法などに応じ、国債の利回りを基準として財務大臣が定める利率（以下「適用利率」という。）</p> <p>ただし、年 月 日から 年 月 日までの利率については、年 月 日現在における適用利率を、年 月 日から 年 月 日までの利率については、年 月 日現在における適用利率をそれぞれ適用するものとする。</p>
違 約 金 の 割 合	年 10 %
借 用 証 書 の 記 番 号	第 〇〇〇〇〇 号
据 置 期 限	〇〇年〇月〇〇日
償 還 期 限	〇〇年〇月〇〇日
元 利 金 の 支 払 期 日	9月〇日及び3月〇日
元 利 金 の 支 払 方 法	「半年賦元利均等償還」の方法によるものとし、各支払期日における元利金の額は別途送付する財政融資資金貸付金償還年次表によるものとする。
指 定 店	日本銀行 〇〇支店
上記のとおり財政融資資金の貸付けをすることとしたので、了知のうえ借入れの手続きをされたい。また、借用証書の作成にあたっては相違のないよう注意されたい。	
(〇〇市) (△△) (地方公共団体の長) 殿	
(財務局(所)長)	
氏 名	

- 選択した金利方式により「固定金利方式」または「利率見直し方式」が記載される。
- 貸付通知書の文書日付及び財務局（所）の文書番号が記載される。
- 貸付先の団体名が表示される。特別会計による借入れの場合は、（　）に会計名が記載される。
- 財政融資資金を貸し付けることとした金額（借入申込書の「借入金額」）が記載される。
- 貸付年月日（借入申込書の「借入希望年月日」）が記載される。
- 資金名の略称については、手引[第3章 第4. 貸付（借換）決定後の手続 1. 貸付（借換）通知書、借用証書の送付]を参照。
- 財政融資資金貸付予定額（変更）通知書の「事業名」（借入申込書の「用途名」）が記載される。

- 借入申込書の「利率」が記載される。
適用利率については、財務省HP内「財政融資資金貸付金利」において確認できる。
(http://www.mof.go.jp/policy/filp/reference/flf_interest_rate/index.htm)

- 地方長期資金等の記番号について、上2桁は資金年度、下3桁は団体の資金年度別の通し番号が付される。
- 借入申込書の「据置期限」が記載される。
- 借入申込書の「償還期限」が記載される。
- 3月及び9月貸付分については9月1日・3月1日、それ以外の貸付分については9月25日・3月25日、小災害債は9月1日が記載される。
- 借入申込書において記載した償還方法（「半年賦元利均等償還」、「半年賦元金均等償還」、「年賦元利均等償還」、「年賦元金均等償還」）が記載される。
- 指定を受けている支店名または代理店名が記載される。

- 貸付先の団体名及び会計名が記載される。
- オンラインシステムによる通知については、電子署名が付されている。

例示 19

財政融資資金地方長期資金等借用証書

金壱億伍阡萬円也	副記 ¥ 150,000,000-
----------	----------------------

○○町（会計名）（以下「乙」という。）は、次の借入条件及び裏面の特約条項を承諾のうえ、財務大臣（以下「甲」という。）から上記金額の財政融資資金（地方長期資金等）を借用しました。

借入条件	
1 資金年度及び資金名	○○年度 地普
2 用途	○○小学校建設事業
3 利率	年 ○. ○ % ただし、○○年3月26日以降の利率については、約定期間及び元利金の支払方法などに応じ、国債の利回りを基準として財務大臣が定める利率（以下「適用利率」という。）によることとし、○○年3月26日から○○年3月25日までの利率については、○○年3月25日現在における利率を、○○年3月26日から○○年3月25日までの利率については、○○年3月25日現在における適用利率をそれぞれ適用するものとする。
4 違約金の割合	年 10 %
5 据置期限	○○年 3月25日
6 償還期限	○○年 3月25日
7 元利金の支払期日	毎年9月25日及び3月25日
8 元利金の支払方法	「半年賦元利均等償還」の方法によるものとし、各支払日における元利金の額は、甲から別途送付される財政融資資金貸付金償還年次表によるものとする。
9 指定店	日本銀行 ○○店

（借用証書の記番号）

第○○○○○○号

（借入日）

○○年○月○日

財務大臣 殿

（地方公共団体名）○○町（会計名）

（代表者の職氏名）○○町長

印

1. 財務局（所）が交付した正規の用紙を使用する。
2. 代表者の職氏名以外の箇所は、印字されているので、内容を確認し、記名押印のうえ、貸付日の4営業日前までに持参または郵送（特定記録などの確実な方法）により提出（必着）する。
3. 書損の場合は、財務局（所）から用紙の再交付を受ける。
4. 利率については、借入日における約定期間及び元利金の支払い方法等に応じた利率が付されており、財務省HP内「財政融資資金貸付金利」において確認できる。

(http://www.mof.go.jp/policy/filp/reference/flf_interest_rate/index.htm)

各 種 手 続 等 一 覧 表

区分	提出先	提出時期	書式	備考
納入告知書等の再発行	北陸財務局 理財部融資課	発生の都度、速やかに	別途指定様式	直ちに電話連絡
貸付金残高表		指定する日までに	所定	
借用証書の提出方法変更	北陸財務局理財部融資課 又は財務事務所財務課	随時	例示8	
災害等に係る違約金免除	北陸財務局 理財部融資課 (財務事務所 財務課経由)	発生の都度、速やかに	例示22	該当事案が見込まれる場合には、事前に連絡してください。
取得財産の処分			例示23～25	
繰上償還			例示26～29	
指定店の変更			例示30	
債務の引受		定期償還日の60日前までに	例示31	
届出事項	財産焼失等	北陸財務局 理財部融資課 (財務事務所 財務課経由)	(要連絡)	該当事案が見込まれる場合には、事前に連絡してください。
	貸付先コードの廃止		例示3	
	振込口座異動		例示9	
	名称・住所等変更		例示10	
	債務の承継	定期償還日の60日前までに	例示32	

※ 提出部数は、いずれも正本1部です。オンラインシステムの積極的な利用をお願いします。

(頁調整のため、余白)

例示 21

第
年
月
号
日
①

財務大臣 殿

(貸付先コード)

(地方公共団体名) ②

(代表者の職 氏名)

財政融資資金の元金の償還及び利子等の支払いに関する特定納付利用届出(届出取消)書 ③

1 内容

- 下記2の適用希望年月日以降における下記3の償還又は支払いをしようとする日において、下記3の償還又は支払いをしようとする金額の納付について特定納付を利用した払込みを行いますので、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則(昭和49年大蔵省令第42号)第41条の2第1項及び第42条の2第1項に基づき届け出ます。
- 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第41条の2第1項及び第42条の2第1項に基づく特定納付を利用した払込みを行う旨の届出を下記2の適用希望年月日以降取り消し、同日以後、特定納付を利用した払込みは行いません。

2 適用希望年月日

年 月 日 ⑤

3 特定納付により償還又は支払いをしようとする日及び金額

償還又は支払いをしようとする日及び金額は、償還年次表(変更があった場合には変更後の償還年次表)に定められた元利金支払期日及び償還所要額とします。ただし、補償金、加算金、違約金又は延滞利子の支払いの日及び金額については、納入告知書又は納付書に記載のある納付期限の日及び金額とします。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 2 特定納付を利用した元利償還金の払込みは、予め金融機関に取扱金額の桁数制限等を確認のうえ、申し込むこと。
- 3 本届出(届出取消)書の提出に際しては、表題を届出又は届出取消に応じ修正すること。
- 4 「1 内容」の四角の欄は、届出又は届出取消に応じ「✓」を入れること。

① 文書記号番号及び文書日付を記入する。

② 貸付先コード、地方公共団体名、市長・町長など首長名を記載及び公印押捺の上、財務局長又は財務事務所長あてに提出する。

③ 利用届出の場合は、「(届出取消)」を消去する。
届出取消の場合は、「利用届出」を消去する。

④ 届出又は届出取消の該当箇所の四角の欄にチェック「」を入れる。

⑤ 財務局等でのシステム作業が必要となることから、当該届出書は適用希望年月日の25 営業日前までに財務局（所）へ提出する。

例示 22

○ ○ 第 号 -①
年 月 日 -①

財務大臣 殿

(地方公共団体名)

(代表者の職 氏名)

災害等に係る違約金免除承認申請書

〇〇年〇月〇日において支払を要する下記財政融資資金の元利金等
-②
46,500円 (注(1))は、台風〇〇号により△△川が決壊し、交通が途絶
していった (注(2))ために支払うことができなかつたので、この延滞元
 利金等については、約定により違約金の支払をしないことを承認願い
 たく申請します。

おって、違約金の支払をしない期間については、延滞元金に借入
 れの利率を乗じて得た金額の延滞利子を支払います。

記

借入年月日	借用証書の記番号	資金名	借入額		〇年9月25日期日における支払所要額					-③
			当初	現在	元金	利子	補償金	加算金	計	
〇〇.〇.〇〇	第〇〇〇〇〇号	地普	円 1,000,000	円 1,000,000	円 0	円 4,000	円	円	円 4,000	

① 文書記号番号及び文書日付を記入する。

② アンダーライン(1)欄には、記の支払所要額の合計金額を、また、同(2)欄には、その理由を具体的に記入し、その事実を証明する資料（新聞切抜、写真等）があれば添付する。

③

1. 当局から送付した、財政融資資金貸付金元利金仕訳書及び償還年次表により記入する。
2. 口数が多く、本欄に記入できない場合は、「別紙のとおり」として、別紙に記入のうえ添付しても差し支えない。

備 考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 2 補償金又は加算金を支払う必要がないものについては、「補償金」又は「加算金」の欄を設けないことができる。

団体名: _____

取 得 財 产 等 に 関 す る 资 料

事業名（用途）			
資 金 年 度			
借入年月日			
借用証書番号			
償 返 期 限			
当初借入額			
借入現在額			
既 償 返 額			
取得財産等に係る 総事業費(総起債額)			
取得財産等に係る 数量(全体)	m ² 式	m ² 式	m ² 式
処分対象財産の名称			
処分対象財産に係る 数量	m ² 式	m ² 式	m ² 式
処分対象財産の取得価格 事業費(起債額)			
処分対象財産に係る 借入現在額 (算出根拠)			
耐用年数(経過年数)	年() 年	年() 年	年() 年
処 分 時 期	年	月	日
処分の態様	撤 去 ・ 売 買 その他 ()		
処分の理由及び 処分のてん末			
国庫補助金及び 承認状況	有 · 無	補助金適正化法に係る承認 文書(年 月 日)	省所管 口頭(年 月 日)
参考事項等 *添付図面等			

1. 処分行為の内容によっては、承認手続を省略できる場合又は線上償還事案となる場合があるため、事例が生じた場合は承認申請書等を提出する前に速やかに財務局(所)に連絡すること。
2. 参考となる資料(財産(施設)台帳等(写)、起債対象財産の取得額・処分対象財産の算出根拠となる資料、現況・新施設図面(位置図、平面図)、現況写真、工程表(新施設)、補助金適正化法承認書(写)、借入申込書(写)等)を添付すること。

例示 24

○○ 第 号 - ①

年 月 日 - ①

財務大臣 殿

(地方公共団体の長 氏名)

補助金等適正化法第22条の規定等に基づく各省各庁の
長の承認を受けた施設等における財政融資資金地方資金
に係る取得財産等の処分行為報告書

標記のことについて、下記のとおり処分行為を行いますので報告します。

なお、この報告書提出後に国庫負担等の処分行為承認基準に適合しないことが
判明した場合等には、速やかに報告します。

記

処 分 実 施 予 定 日	○○年○月○日
主務官庁に対する報告年月日	○○年○月○日
借 入 年 月 日	○○年○月○日
借 用 証 書 の 記 番 号	第○○○○○○号
当 初 借 入 額	196,000,000円
借 入 現 在 額	185,131,404円
償 返 期 限	○○年○月○日
取 得 財 产 等	○○施設
取得財産等の処分行為	○○施設○○
処 分 の 態 様	無償譲渡
処 分 の 理 由 及 び 処 分 の てん末	
そ の 他 参 考 事 項	

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. この報告書は、当該国庫負担等の主務官庁から補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第22条の規定による承認又は同法第7条第3項の規定により付された間接補助条件に基づく財産処分の承認を受けるにあたり、報告により承認したものとみなされるものに限り使用するものとする。
3. 間接補助事業等の場合、主務官庁とあるのを補助事業者等と読み替えること。
4. 処分の態様には、譲渡、貸し付け、その他処分の態様に応じて記入すること。
5. 処分の理由及び処分のてん末は詳細に記入すること。
6. 国庫負担等の主務官庁に対し提出した報告書（添付資料を除く。）の写しを添付すること。

- ① 文書記号番号及び文書日付を記入する。

この報告書は、当該国庫負担等の主務官庁から補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十二条の規定による承認を行うにあたり、報告により承認したものとみなされる場合に限り使用するものとする。

国庫負担等の主務官庁に対し提出した報告書（添付資料を除く。）の写しを添付すること。

- ② 報告書提出日現在の借入現在額を記入する。

- ③ 撤去、譲渡、貸付け、その他処分の態様に応じて記入する。

- ④ 本欄は、具体的かつ詳細に記入する。

なお、本欄に書ききれない場合は、「別紙のとおり」として別紙に記入のうえ、添付しても差し支えない。

例示 25

第 年 — ①
月 日 — ①

財務大臣 殿

(地方公共団体の長 氏名)

財政融資資金に係る取得財産等の処分行為承認申請書

標記のことについて、下記のとおり処分行為を承認願いたく申請します。

記

借 入 年 月 日	○○年○月○日	
借 用 証 書 の 記 番 号	第○○○○○○号	
当 初 借 入 額	1 9 6, 0 0 0, 0 0 0 円	— ②
借 入 現 在 額	1 8 5, 1 3 1, 4 0 4 円	
償 還 期 限	○○年○月○日	
取 得 財 産 等	上水道施設	
取 得 財 産 等 の 処 分 行 為	処 分 対 象 財 産 等	上水道△△ポンプ施設
	処 分 の 態 様	解体撤去
	処分の理由及び 処分のてん末	当該施設は、○○年度の上水道事業のうち、△△地区に給水するため設置した加圧ポンプである。その後、給水戸数の増加や使用水量の増加により施設能力が不足したため、配水施設改良工事を施工する。よって、新施設が完成し稼働する○年○月○日以降は、旧施設が不用となるものである。 ○○年○月○日に解体撤去の予定。 処分益なし。
そ の 他 参 考 事 項	処分財産の取得価格 : 5, 957, 000 円 算出根拠 :	— ⑤

備 考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 2 当該財産について補助金等の交付を受けている場合は、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律第22条による関係省庁の承認の有無をその他参考事項の欄に記入すること。
- 3 処分の態様の欄には、撤去、改築、用途変更、譲渡、貸付け、その他処分の態様に応じて記入すること。
- 4 処分の理由及び処分のてん末は詳細に記入すること。

処分行為の内容によっては、承認手続を省略できる場合又は繰上償還事案となる場合があることから、事例が生じた場合は速やかに連絡すること。

① 文書番号及び文書日付を記入する。

② 申請書提出日現在の借入現在額を記入する。

③ 撤去、改築、用途変更、譲渡、貸付け、その他処分の態様に応じて記入する。

④ 本欄は、具体的かつ詳細に記入する。

なお、本欄に書ききれない場合は、「別紙のとおり」として別紙に記入のうえ、添付しても差し支えない。

⑤ 当該財産について補助金等の交付を受けている場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条による関係省庁の承認の有無等、その他参考となる事項を記入する。

例示 26

第 号 -①

年 月 日 -①

財務大臣 殿

(地方公共団体の長 氏名)

国庫支出金等交付決定申出書

財政融資資金を借入れた事業について、当初見込んでいた国庫支出金等に変更が生じたので申し出ます。

記

事業名				-②
事業の財源内訳		当 初	変 更 後	
国 庫 支 出 金		円	円	
そ の 他 特 定 財 源		円	円	
起 債	財 政 融 資 資 金	円	円	
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	円	円	
	市 場 公 募	円	円	
	銀 行 等 引 受	円	円	
一 般 財 源		円	円	
合 計		円	円	
(参考)	財 政 融 資 資 金 当 初 借 入 年 月 日	○年○月○日		
	借 用 証 書 の 記 番 号	第○○○○○○号		
	財 政 融 資 資 金 借 入 現 在 額	円		
そ の 他 参 考 事 項				

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 2 国庫支出金等に変更が生じた場合は、上記項目に記入し速やかに申し出ること。
- 3 変更した事業費の内容がわかる書類を添付すること。

① 文書記号番号及び文書日付を記入する。

② 事業名は借用証書の用途欄を記入する。

③ 申出書提出日現在の借入現在額を記入する。

例示27

第 ①
年 月 日
— ①

北陸財務局長 殿

(地方公共団体の長 氏名)

財政融資資金に係る過充当報告書

— ②

標記のことについて、下記のとおり過充当を報告します。
 なお、報告内容に誤認等があり、強制繰上償還等を求められた場合はご指示のとおり対応します。

記

用途名		公共事業（その他）2				— ③
借入年月日		令和8年3月25日				
借用証書の記番号		第 07301 号				
当初借入額		240,000,000 円				
借入現在額		240,000,000 円				— ④
国庫補助金の有無及び状況等		有	返還。／交付前のため、返還手続きの必要なし。			
事業名		○○公園整備事業				— ⑥
過 充 當 額 の 算 定	起債対象事業費		財源内訳 (円)			
			起債（本債）	国庫補助金	一般財源	
	借入申込時	7,800,000	4,600,000	2,600,000	600,000	
	事業完成時	7,500,000	4,500,000	2,500,000	500,000	
過充当額		100,000				
過充当原因		事務ミス				— ⑧
発生時期		借入申込前				— ⑨
詳細理由		○○公園整備事業（遊具取得）について、人手不足により検証体制が機能していなかったことから、入札後の金額で借入申込をすべきところ、入札前の予定価格で誤って借入申込を行い、借入超過が発生したもの。				— ⑩
その他参考事項		【再発防止策】 検証者を定める等、検証体制を強化するとともに、事務処理手順を明確化し課内で共有を図る。				— ⑪
当局摘要欄						— ⑫

過充当事案が発生した場合、強制繰上償還又は任意繰上償還の手続きが必要となる場合がある。そのため、事案発生時には、当該報告書を作成し、金額及び事案の内容等を速やかに報告すること。

① 文書番号及び文書日付を記入する。

② 当局内での事前審査の結果、繰上償還を求められない場合は「財政融資資金に係る過充当報告書」、求められた場合は「財政融資資金に係る過充当申出書」を選択し、正式に提出する。

③ 借入申込書の用途名を記入する。

④ 申請書提出日現在の借入現在額を記入する。

⑤ 国庫補助金の有無、状況について記入する。

⑥ 過充当が発生した事業名（事業実施状況等調書の事業名）を記入する。

⑦ 事業実施状況等調書の財源内訳に合わせて、項目を選択し記入する。

- 過充当の主な原因について、以下の選択肢から選択する。
- ・事務ミス（例：事業費の減額があったが、変更前の金額で借入申込をした等）
 - ・事業費の減額（例：借入後に、県営事業負担金にかかる減額通知が届いた等）
 - ・財源内訳の変更
 - ・その他（上記に該当しない場合）

⑨ 過充当となった原因の発生時期について、以下の選択肢から選択する。

（借入申込前／借入申込日～借入日前／借入日以降）

過充当原因について、枠内に収まる範囲内で具体的かつ詳細に記入する。

⑩ なお、本欄に書ききれない場合は、「別紙のとおり」として別紙に記入のうえ、添付しても差し支えない。

⑪ 発生原因が事務ミスの場合、再発防止策を記入する。なお、本欄に書ききれない場合は、「別紙のとおり」として別紙に記入のうえ、添付しても差し支えない。

例）事業担当課と財政課との情報共有を定期的に実施する等、確認体制の強化を図り、再発防止を徹底する。 等

⑫ 当局記入欄のため記入しないこと。

財務大臣 殿

地方公共団体の長
氏名

財政融資資金普通地方長期資金等借用証書補償金条項追加承認申請書

財政融資資金普通地方長期資金等借用証書について、下記のとおり特約条項を追加したいので、承認願いたく申請します。

記

1. 補償金に関する特約条項を追加したい借用証書

借入年月日	借用証書記番号	備考 ②	
		繰上償還予定日	予定金額

2. 特約条項を次のとおりとする。

変更前	変更後
第3条 乙は、この借入金の全部又は一部の額について、甲の承認を得て繰上償還をすることができるものとする。	第3条 乙は、この借入金の全部又は一部の額について、甲の承認を得て繰上償還をすることができるものとする。この場合において、甲は、乙から繰上償還の申し出があり、当該繰上償還に必要な補償金の支払が繰上償還と同時に確実に行われる見込みがあると認めるときに限り、繰上償還の承認をするものとする。 2 前項に規定する補償金は、次のイに掲げる額が口に掲げる額を超える場合に必要なものとし、その額は、当該超過額（甲が送付する同一の財政融資資金貸付金繰上償還承認通知書（以下この項において「承認通知書」という。）に2以上の記番号が異なる借用証書（以下この項において「異なる借用証書」という。）があるときは、異なる借用証書ごとに計算したイに掲げる額の合計額が口に掲げる額の合計額を超える場合における当該超過額）とする。 イ 各支払期日ごとに計算した次の額の合計額 繰上償還前の財政融資資金貸付金償還年次表に当該支払期日の元利金の償還所要額として記載された額から、承認通知書に添付される繰上償還後の財政融資資金貸付金償還年次表に当該支払期日の元利金の償還所要額として記載された額を控除した額に、当該支払期日と繰上償還日との期間に最も近い残存期間を有する国債の利回りを勘案して甲が定める割引率を乗じた額 ロ この借入金に係る繰上償還額
	第4条第1項(6) この借入金により取得した財産の全部若しくは一部を処分し、又はこの借入金に係る事業に関し補助金等の交付を受けた場合
第6条中「利子の支払」「利子の金額」	第6条中「利子若しくは補償金の支払」「利子若しくは補償金の金額」
第7条第1項中「利子又は」 第2項中「利子の支払」	第7条第1項中「利子、補償金又は」 第2項中「利子又は補償金の支払」
	第10条第2項 乙は、この借入金により取得した財産の全部若しくは一部を処分できる見込みがあるとき又はこの借入金に係る事業に関し補助金等の交付の決定があったときには、甲に遅滞なくその旨を申し出るものとする。

備考 1.用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2.備考欄には、繰上償還予定日及び予定金額等を記載すること。

平成13年3月31日以前に借り入れた普通地方長期資金等を任意繰上償還をしようとする場合に、繰上償還承認申請書の提出に先立ち提出する。

① 文書記号番号及び文書日付を記入する。

② 繰上償還予定日及び予定金額等を記載する。

財務大臣 殿

(地方公共団体名)
(代表者の職 氏 名)

財政融資資金借入金繰上償還承認申請書

財政融資資金借入金について、下記のとおり繰上償還をしたいので、承認願いたく申請します。

なお、下記の繰上償還日に借用証書で定めるところにより計算した補償金を支払います。

記

1 繰上償還額及び繰上償還日等

— ②

貸付けの種類	借入年月日	借用証書記番号	当初借入額	借入現在額	繰上償還額	繰上償還日	備考
地方長期資金等	○○.○.○○	第○○○○○号	円 8,900,000	円 401,633	円 251,573	△△.△.△	公共下水道事業全額繰上償還

2 繰上償還の理由

— ③

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 「貸付けの種類」の欄には、本省資金にあっては、長期資金又は短期資金の別を、地方資金にあっては、地方長期資金等又は地方短期資金の別を記入すること。
- 3 「借入現在額」の欄には、申請日現在の借入現在額を記入すること。
- 4 備考欄には、繰上償還の方法等を記入すること。
- 5 繰上償還には、財政投融資特別会計の財政融資資金勘定に帰属した貸付金も含まれるものとする。

本書を提出する際は、事前に財務局、財務事務所に相談すること。

① 文書記号及び文書日付を記入する。

②

1. 「貸付けの種類」の欄には、地方長期資金等又は地方短期資金の別を記入する。
2. 「借入現在額」の欄には、申請書提出日現在の借入現在額を記入する。
3. 「備考」欄には、繰上償還する資金の用途名及び繰上償還の方法（記載例：全額繰上償還、一部繰上償還等）を記入する。

③ 任意繰上償還の理由をできるだけ具体的かつ詳細に記入する。

任意繰上償還に係る予算の措置状況がわかる資料を添付すること

例示 30

第 ① 年 月 号 — ①
日 — ①

財務大臣 殿

(地方公共団体名)
(代表者の職 氏 名)

財政融資資金指定店変更承認申請書

財政融資資金の授受に係る指定店を日本銀行〇〇支店から△△支店に変更したいので、承認願いたく申請します。

記

1 指定店を変更する理由

— ②

2 変更を希望する年月日

〇〇年〇月〇日

3 財政融資資金借入金の明細

— ③

貸付けの種類	借入年月日	借用証書の 記 番 号	当初借入額	借入現在額	備考
地方長期資金等	〇〇.〇.〇〇	第〇〇〇〇〇号	円 168,000,000	円 164,525,600	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

2 「財政融資資金借入金の明細」には、借入現在額の全部の額について、借用証書の記番号別に記入すること。ただし、日本銀行統轄店の変更を伴わない指定店の変更又は変更前の日本銀行統轄店が借用証書等を保管していない場合は、「財政融資資金借入金の明細」の記入は要しない。

3 「貸付の種類」の欄には、地方長期資金等又は地方短期資金の別を記入すること。

① 文書記号及び文書日付を記入する。

② 具体的に記入する。

(例) 当組合事務所は、これまで日本銀行〇〇店管轄区域内の〇〇市にあったが、〇〇年〇月〇日同行△△店管轄区域内の△△市に移転することとなったため。

- ③
1. 「財政融資資金借入金の明細」には、借入現在額の全部の額について、借用証書の記番号別に記入する。
なお、本欄に書ききれない場合は、「別紙のとおり」として別紙に記入のうえ、添付しても差し支えない。
ただし、日本銀行統轄店の変更を伴わない指定店の変更又は変更前の日本銀行統轄店が借用証書等を保管していない場合は、「財政融資資金借入金の明細」の記入は要しない。
 2. 「貸付けの種類」の欄には、地方長期資金等又は地方短期資金の別を記入する。

例示 31

第 ①
年 月
日 ①

財務大臣 殿

(旧地方公共団体名)

(代表者の職 氏 名)

(新地方公共団体名)

(代表者の職 氏 名)

財政融資資金債務承継承認申請書

下記の財政融資資金について、債務引受により債務の承継をすることとしたいので、承認願いたく申請します。

なお、本債務承継に係る債券（買入依頼書によるものを除く。）を財政融資資金が所有する間は、財務大臣から隨時調査を受け、又は報告を徴されても異存ありません。

記

1 債務を承継しようとする額の明細

— ②

運用の方法	運用の種類	運用年月日	旧借用証書記番号又は有価証券の銘柄及び回記号	当初運用額	未償還現在額	新借用証書記番号又は有価証券の新銘柄及び新回記号	債務承継額	備考
証書貸付	地 方 長 期 資 金 等	○○.○○	第○○○○○○号	17,200,000	12,440,095	第○○○○○○号	12,440,095	全部承継

2 債務承継額が証書貸付であって長期資金又は普通地方長期資金等の一口の一部の額である場合における債務承継後の元利金の支払方法 — ③

「何」の方法によるものとし、各支払期日における元利金の額は、財務大臣から別途送付される財政融資資金貸付金償還年次表によるものとする。

3 債務引受の理由等

— ④

○○市の×××に関する事務を、○○年○月○日に発足した△△△組合が行うこととなつたため、上記1の債務を引き受けることとなつた。

4 添付書類 債務引受に係る契約書等の写し

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 「運用の方法」の欄には、証書貸付又は有価証券の応募、引受け若しくは買入れの別を記入すること。
- 3 「運用の種類」の欄には、本省資金にあっては、長期資金又は短期資金の別を、地方資金にあっては地方長期資金等又は地方短期資金の別をそれぞれ記入すること。
- 4 元利金の支払方法中「何」の箇所には、財務大臣が定める元利金の支払方法を記入すること。
- 5 債務承継には、財政投融資特別会計の財政融資資金勘定に帰属した貸付金も含まれるものとする。

① 文書記号及び文書日付を記入する。

②

1. 「運用の方法」の欄には、証書貸付又は有価証券の応募、引受け若しくは買入れの別を記入する。
2. 「運用の種類」の欄には、地方長期資金等又は地方短期資金の別をそれぞれ記入する。
3. 「債務承継額」が「未償還現在額」の一部の額である場合には、備考欄に、「一部承継」、全部である場合は「全部承継」と記入する。

③

「何」には財務大臣が定める元利金の支払方法を記入する。
なお、小災害債の場合は「年賦元利（元金）均等償還」とする。

④

具体的かつ詳細に記入する。

財務大臣 殿

(新地方公共団体名)
(代表者の職 氏 名) — ②

財政融資資金債務承継通知書

△△△に係る下記の財政融資資金について、「何」により〇〇年〇月〇日付でその債務を承継したので通知します。
 なお、本債務承継に係る債券（買入依頼書によるものを除く。）を財政融資資金が所有する間は、財務大臣から隨時調査を受け、又は報告を徴されても異存ありません。 — ③

記

1 債務承継額の明細

— ④

運用の方法	運用の種類	運用年月日	借用証書記番号又は有価証券の銘柄及び回記号	当初運用額	未償還現在額	新借用証書記番号又は有価証券の新銘柄及び新回記号	債務承継額	備考
証書貸付	地方長期資金等	〇〇.〇〇〇〇	第〇〇〇〇〇〇号	円 50,000,000	円 44,508,551	第〇〇〇〇〇〇号	円 44,508,551	全部承継

2 債務承継額が証書貸付であって長期資金又は普通地方長期資金等の一口の一部の額である場合における債務承継後の元利金の支払方法 — ⑤

「何」の方法によるものとし、各支払期における元利金の額は、財務大臣から別途送付される財政融資資金貸付金償還年次表によるものとする。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 この通知書は、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第11条第1項第1号、第11条の2第1項第1号又は第39条第1項第1号の規定により提出する場合に使用すること。
- 3 本文中「何」の箇所には、債務承継の原因となった事項（例えば地方自治法第6条に規定する配置分合等）を記入すること。
- 4 「運用の方法」の欄には、証書貸付又は有価証券の応募、引受け若しくは買入れの別を記入すること。
- 5 「運用の種類」の欄には、本省資金にあっては、長期資金又は短期資金の別を、地方資金にあっては地方長期資金等又は地方短期資金の別をそれぞれ記入すること。
- 6 「債務承継額」が「未償還現在額」の一部の額である場合には、備考欄に「一部承継」と記入すること。
- 7 元利金の支払方法中「何」の箇所には、財務大臣が定める元利金の支払方法を記入すること。
- 8 債務承継には、財政投融資特別会計の財政融資資金勘定に帰属した貸付金も含まれるものとする。

① 文書記号及び文書日付を記入する。

②

1. 承継により債務を免れた地方公共団体（以下、旧地方公共団体という。）が消滅又は解散した場合、承継により債務を負担した地方公共団体（以下、新地方公共団体という。）が提出する。
2. 旧地方公共団体が存続（分立又は境界変更）する場合は、新地方公共団体と連署のうえ、旧地方公共団体が提出する。

③

1. 本文中「△△△」には旧地方公共団体名を、「何」には債務承継の原因をなった事項を、それぞれ記入する。
2. 同一団体内で貸付先コードを変更する場合は、「△△△」には旧貸付先コード（会計）名を、「何」にはその理由を、それぞれ記入する。

④

1. 「運用の方法」の欄には、証書貸付又は有価証券の応募、引受け若しくは買入の別を記入する。
2. 「運用の種類」の欄には、普通地方長期資金等、起債前貸等又は地方短期資金の別をそれぞれ記入する。
3. 「債務承継額」が「未償還現在額」の一部の額である場合には、備考欄に、「一部承継」、全部である場合は「全部承継」と記入する。

⑤

「何」には財務大臣が定める元利金の支払方法を記入する。
なお、小災害債の場合は「年賦元利（元金）均等償還」とする。